

佐賀県告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 30 年 2 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定年月日 平成 29 年 2 月 1 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人至誠堂 理事長 宇都宮 至  
所在地 唐津市巖木町本山 386 - 1
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 医療法人至誠堂宇都宮病院  
所在地 唐津市巖木町本山 386 - 1  
サービスの種類 短期入所療養介護